

様式 12

令和 6 年 8 月 15 日

茨城県知事

殿



主たる事務所の所在地

茨城県守谷市薬師台一丁目 15 番地 5  
医療法人社団 ユウシンカイ イイヌイインジカ

裕進会 飯沼医院

理事長 飯沼 裕之

電話 0297 (48) [REDACTED]

9141

## 決 算 届

令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

## &lt;添付書類&gt;

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事監査報告書

[別 紙]  
様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 5 年 6 月 1 日 至 令和 6 年 5 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団裕進会飯沼医院歯科
- ①  財團  社團 (  出資持分なし  出資持分あり )  
②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 茨城県守谷市薬師台一丁目 15 番地 5
- (3) 設立認可年月日 平成 18 年 2 月 20 日
- (4) 設立登記年月日 平成 18 年 3 月 22 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	飯沼 裕之	
監 事	飯沼 尚	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	飯沼医院歯科	0832430367	茨城県守谷市薬師台 一丁目 15 番地 5	一般病床 0床 療養病床 0床 [ 医療保険 0床 ] [ 介護保険 0床 ]

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 42 条各号に掲げる業務）  
該当なし。

- (3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）  
該当なし。

[別 紙]  
様式 1

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年8月8日 令和4年度決算及び令和5年度予算の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当無し

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当無し

(9) そ の 他

該当無し

以上

様式 2

法人名 医療法人社団裕進会飯沼医院歯科  
所在地 茨城県守谷市薬師台1-15-5

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

財産目録  
(令和6年5月31日現在)

1. 資産額	48,553 千円
2. 負債額	70,551 千円
3. 純資産額	△ 21,998 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	6,745
B 固定資産	41,808
C 資産合計 (A+B)	48,553
D 負債合計	70,551
E 純資産 (C-D)	△ 21,998

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

## 様式3-3

法人名 医療法人社団裕進会飯沼医院歯科  
 所在地 茨城県守谷市薬師台1-15-5

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

## 貸 借 対 照 表

(令和6年5月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	6,745	I 流動負債	39,447
II 固定資産	41,808	II 固定負債	31,104
1 有形固定資産	33,254	負債合計	70,551
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	8,554	科目	金額
		I 資本剰余金	11,000
		II 利益剰余金	△ 32,998
		1 代替基金	0
		2 その他利益剰余金	△ 32,998
		III 評価・換算差額等	0
		IV 基本金	0
		純資産合計	△ 21,998
資産合計	48,553	負債・純資産合計	48,553

## 様式 4-2

法人名 医療法人社団裕進会飯沼医院歯科  
 所在地 茨城県守谷市薬師台 1-15-5

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

損 益 計 算 書  
 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	79,742
2 事 業 費 用	79,798
本來業務事業損失	△ 56
B 附帯業務事業損益	
1 事 業 収 益	0
2 事 業 費 用	0
附帯業務事業利益	0
事 業 損 失	△ 56
II 事 業 外 収 益	
III 事 業 外 費 用	
IV 特 別 利 益	
V 特 別 損 失	
税 引 前 当 期 純 損 失	△ 56
法 人 税 等	185
当 期 純 損 失	△ 241

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

## 監事監査報告書

医療法人社団 裕進会 飯沼医院歯科

理事長 飯沼 裕之 殿

私は、医療法人社団 裕進会 飯沼医院歯科の令和5会計年度（令和5年6月1日から令和6年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年7月31日

医療法人社団裕進会 飯沼医院歯科

監事 飯沼 尚